

# 文教委員会資料①

## 1 令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第161号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

こども未来局

(令和元年11月21日)

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第5章 保育所 (設備の基準)</p> <p>第45条 保育所(乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>2 保育所(満2歳以上の幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる</u>要件にそれぞれ該当するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)</u>又は<u>準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)</u><u>(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)</u>であること。</p>	<p>第5章 保育所 (設備の基準)</p> <p>第45条 保育所(乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>2 保育所(満2歳以上の幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>第2号から第8号までの</u>要件にそれぞれ該当するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)</u>であること。</p>

改正後

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の

改正前

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の

改正後				改正前			
			屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上	常用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
<p>(3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4) 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは</p>				<p>(3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4) 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは</p>			

改正後	改正前
<p>壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	<p>壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>